

(報告事項イ)

令和6年度における個人情報ファイル簿の作成及び公表について

1 趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に規定する個人情報ファイル簿の作成について、松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号）第6条の規定に基づき報告するものです。

2 個人情報ファイル簿の作成

法第75条に規定する個人情報ファイル簿に加え、対象となる個人の数が1,000人未満のものについても個人情報ファイル簿を作成しています。

(1) 保有する個人情報ファイル簿の件数 923件（令和6年度中の異動を反映）

(2) 前回報告時からの異動の内容

ア 新規作成件数 1件（別紙1のとおり）

イ 廃止件数 0件

3 個人情報ファイル簿の公表

法第75条に規定する個人情報ファイル簿については、告示及び市ホームページでの公表を実施しています。

(1) 公表する個人情報ファイル簿の件数 197件

(2) 公表内容 別紙2のとおり